

## 令和3年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

### 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

### 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実 施 者

各事業場

### 7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

### (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

### (2) 継続的に実施する事項

#### ① 安全衛生活動の推進

##### ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

##### イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

(ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等



令和3年 業種別・署別労働災害発生状況

令和3年4月末現在

愛媛労働局

業種別	局 署別		増 減		松 山		新 居 浜		今 治		八 幡 浜		宇 和 島	
	3年	2年	件数	増減率	3年	2年	3年	2年	3年	2年	3年	2年	3年	2年
全 産 業	(4) 421	(4) 298	+123	+41.3%	(1) 159	(3) 110	120	(1) 88	(1) 54	39	(2) 50	36	38	25
製 造 業	(1) 110	110	±0	±0	27	31	44	42	(1) 21	22	14	13	4	2
食料品製造業	15	31	-16	-51.6%	5	14	4	9	1	2	3	5	2	1
織 維 工 業	3	6	-3	-50.0%			1	1	1	3	1	2		
その他の繊維製品		3	-3	-100.0%				1		2				
木材・木製品製造業	7	9	-2	-22.2%	4	2		2		1	3	4		
家具・装備品製造業	1		+1								1			
パルプ・紙製造業	8	1	+7	+700.0%			8	1						
紙加工品製造業	8	8	±0	±0	1		7	8						
印刷・製本業	1	1	±0	±0	1			1						
化学工業	6	4	+2	+50.0%	3	2	3	1				1		
窯業土石製品製造業	8	3	+5	+166.7%	3	2	1			1	3		1	
鉄 鋼 業	3	2	+1	+50.0%	1		2	2						
非鉄金属製造業	1	1	±0	±0			1	1						
金属製品製造業	14	7	+7	+100.0%	2	2	6	3	4	2	2			
一般機械器具製造業	7	8	-1	-12.5%	2	2	5	6						
電気機械器具製造業		2	-2	-100.0%		2								
輸送用機械器具製造業	(1) 18	17	+1	+5.9%	2	2	1	3	(1) 15	10		1		1
電気・ガス・水道業			±0	±0										
その他の製造業	10	7	+3	+42.9%	3	3	5	3		1	1		1	
紙 業	2	1	+1	+100.0%	1		1			1				
建 設 業	(1) 52	(2) 42	+10	+23.8%	16	(1) 17	9	(1) 17	12	2	(1) 8	2	7	4
土 木 工 事 業	(1) 19	(1) 13	+6	+46.2%	4	(1) 4	3	6	5		(1) 4	1	3	2
建 築 工 事 業	27	(1) 23	+4	+17.4%	10	10	4	(1) 8	6	2	3	1	4	2
うち木造家屋建築工事業	7	4	+3	+75.0%		2			2	1	2		3	1
その他の建設業	6	6	±0	±0	2	3	2	3	1	1	1			
鉄道・道路旅客業	3	4	-1	-25.0%	1	3	1				1			1
道路貨物運送業	49	30	+19	+63.3%	15	12	17	11	9	1	1	4	7	2
貨物取扱業	1	3	-2	-66.7%	1	1		2						
うち港湾運送業	1	1	±0	±0	1	1								
農 業	7	4	+3	+75.0%	2				1	1	2	2	2	1
林 業	9	7	+2	+28.6%	3	1	1	1		2		2	5	1
畜産・水産業	4	5	-1	-20.0%			1	1		1		1	3	2
商 業	(1) 53	33	+20	+60.6%	(1) 24	17	14	4	2	2	9	4	4	6
うち小売業	36	24	+12	+50.0%	14	11	12	4	1	1	5	3	4	5
金融広告業	7	1	+6	+600.0%	7			1						
映画・演劇業			±0	±0										
通 信 業	11	3	+8	+266.7%	5	3	2		1		3			
教 育 研 究			±0	±0										
保 健 衛 生 業	65	27	+38	+140.7%	29	9	22	6	4	4	7	4	3	4
うち社会福祉施設	52	20	+32	+160.0%	19	6	20	2	4	4	7	4	2	4
接客娯楽業	12	6	+6	+100.0%	6	3	1		2	1	2	1	1	1
うち飲食店	8	2	+6	+300.0%	5					1	2		1	1
清掃と畜業	14	(1) 10	+4	+40.0%	5	(1) 5	6	2	2	1		2	1	
官 公 署	1		+1				1							
その他の事業	(1) 21	(1) 12	+9	+75.0%	17	(1) 8		1		1	(1) 3	1	1	1

労働者死傷病報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、( )内は、死亡者数を表し内数である。



# 令和3年労働災害発生状況

令和3年4月30日現在

今治労働基準監督署

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年 (1-4月)	令和2年 (1-4月)	対前年比	
							増減数	増減率
全産業	(3) 201	(2) 195	(0) 188	(3) 169	(1) 54	(0) 39	+15	+38.5%
製造業	(1) 84	73	86	(3) 78	(1) 21	22	-1	-4.5%
食料品製造業	7	5	13	11	1	2	-1	-50.0%
繊維工業	10	6	6	6	1	3	-2	-66.7%
その他の繊維製品製造業	3	2	3	5	0	2	-2	-100.0%
木材・木製品製造業				1	0	1	-1	-100.0%
家具・装備品製造業	1	1	3	1	0	0	±0	
パルプ・紙製造業		1			0	0	±0	
紙加工品製造業			1		0	0	±0	
印刷・製本業					0	0	±0	
化学工業	3		1		0	0	±0	
窯業・土石製品製造業	(1) 8	6	4	6	0	1	-1	-100.0%
鉄鋼業					0	0	±0	
非鉄金属製造業					0	0	±0	
金属製品製造業	13	12	11	(1) 7	4	2	+2	+100.0%
一般機械器具製造業	2	3	4	1	0	0	±0	
電気機械器具製造業		1	1		0	0	±0	
輸送用機械器具製造業	35	34	38	(2) 35	(1) 15	10	+5	+50.0%
電気・ガス・水道業					0	0	±0	
その他の製造業	2	2	1	5	0	1	-1	-100.0%
鉱業(土石採取業)	3	3	1	1	0	1	-1	-100.0%
建設業	(1) 19	(2) 29	13	20	12	2	+10	+500.0%
土木工事業	8	12	3	6	5	0	+5	
建築工事業	(1) 6	(2) 12	7	8	6	2	+4	+200.0%
木造家屋建築工事業		1	1	4	2	1	+1	+100.0%
設備工事業	5	5	3	6	1	0	+1	
鉄道・道路旅客業	3	3	3	3	0	0	±0	
道路貨物運送業	19	16	16	10	9	1	+8	+800.0%
貨物取扱業		1		2	0	0	±0	
港湾運送業		1		2	0	0	±0	
農業	1	1	2	1	1	1	±0	+0.0%
林業	2			3	0	2	-2	-100.0%
畜産・水産業	2	1		2	0	1	-1	-100.0%
商業	25	30	25	19	2	2	±0	+0.0%
小売業	16	23	21	15	1	1	±0	+0.0%
金融広告業	2	3			0	0	±0	
映画・演劇業					0	0	±0	
通信業	4		4	1	1	0	+1	
教育・研究業	4	2	3		0	0	±0	
保健衛生業	17	14	13	18	4	4	±0	+0.0%
社会福祉施設	11	9	7	12	4	4	±0	+0.0%
接客娯楽業	8	9	7	5	2	1	+1	+100.0%
飲食店	5	6	1	3	0	1	-1	-100.0%
清掃・と畜業	3	7	7	3	2	1	+1	+100.0%
官公署					0	0	±0	
その他の事業	(1) 5	3	8	3	0	1	-1	-100.0%

今治労働基準監督署管内(今治市、越智郡上島町)  
休業4日以上の死傷者数で( )内は死亡者数を表し、内数である。  
労働者死傷病報告(様式第23号)による集計。

# 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

## ～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

# テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

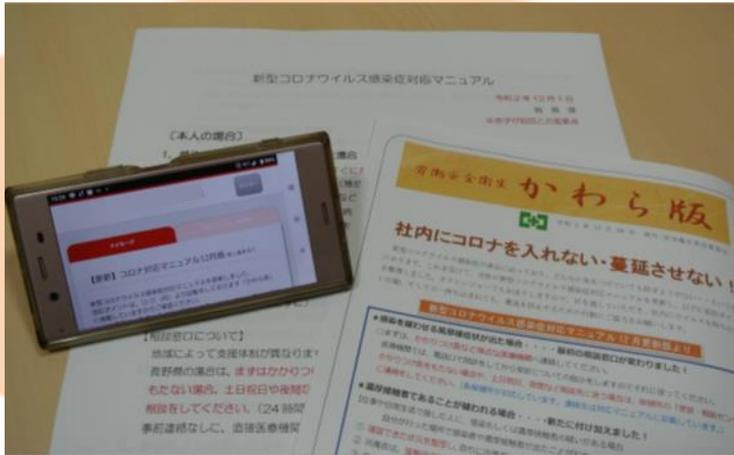
リーフレットは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における感染防止対策の実践例

### ○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

#### 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。  
[手順]
  - ①感染リスクのある社員の自宅待機
  - ②濃厚接触者の把握
  - ③消毒
  - ④関係先への通知など

手順全文は  
(独)労働者健康安全機構  
長野産業保健総合支援  
センターホームページから  
ダウンロード可能です。

#### サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



### ○ 密とならない工夫

#### ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

#### ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

# 職場における感染防止対策の実践例

## ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

### 休憩所での対策（小売業）



- ▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

### 社員食堂での対策（製造業）



- ▶ 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- ▶ また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

## ○ 感染防止のための基本的対策

### 入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- ▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

### 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- ▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

## ○ その他の取り組み

### 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

感染防止 5	Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)
• 手洗い うがい 確実に！	• Rửa tay súc miệng chắc chắn!
• 十分とろう 睡眠は！	• Có đủ giấc ngủ!
• 毎朝検温 忘れずに！	• Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
• 人混み避けよう！マスクせよ！	• Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
• 必ず換気 休憩所！	• Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- ▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

# 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、密がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



# 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら  
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。  
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。  
都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染防止のための基本的な対策		
(1) 咳エチケットの徹底について		
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(2) 手洗い等の徹底について		
	・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) その他の対策について		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
2 クラスターの発生防止のための対策		
(1) 基本的な対策		
	・換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

(3) 多くの人が密集する場所の改善		
・在宅勤務・テレワークを推進している。		はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。		はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。		はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。		はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
(4) 近距離での会話や発声の抑制		
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。		はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応		
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。		はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安( )」や最寄りの相談先を全員に周知している。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の把握		
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。		はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
(3) その他の対応		
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容		
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。		はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。		はい・いいえ
・その他( )		はい・いいえ

ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版

# STOP! 熱中症

令和3年5月～9月

## クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

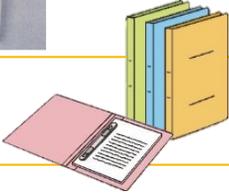
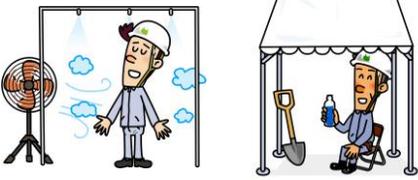
事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

### 準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>WBGT指数計</b> を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 <b>WBGT値を下げる方法</b> を検討しましょう。また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	<b>通気性の良い作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>身体を冷却する機能をもつ服</b> の着用も検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	<b>衛生管理者</b> などを中心に、事業場としての <b>管理体制</b> を整え、必要なら <b>熱中症予防管理者の選任</b> も行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

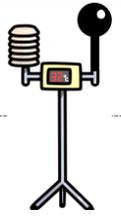
【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

## STEP 1

### □ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

## STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間中に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など	準備期間中に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、WBGT値に応じて <b>作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。特に、 <b>入職直後</b> や <b>夏季休暇明け</b> の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

## STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### □ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、**作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底**しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送**しましょう。



## 令和2年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

## 1 職場における熱中症による死傷者数の状況（2011～2020年）

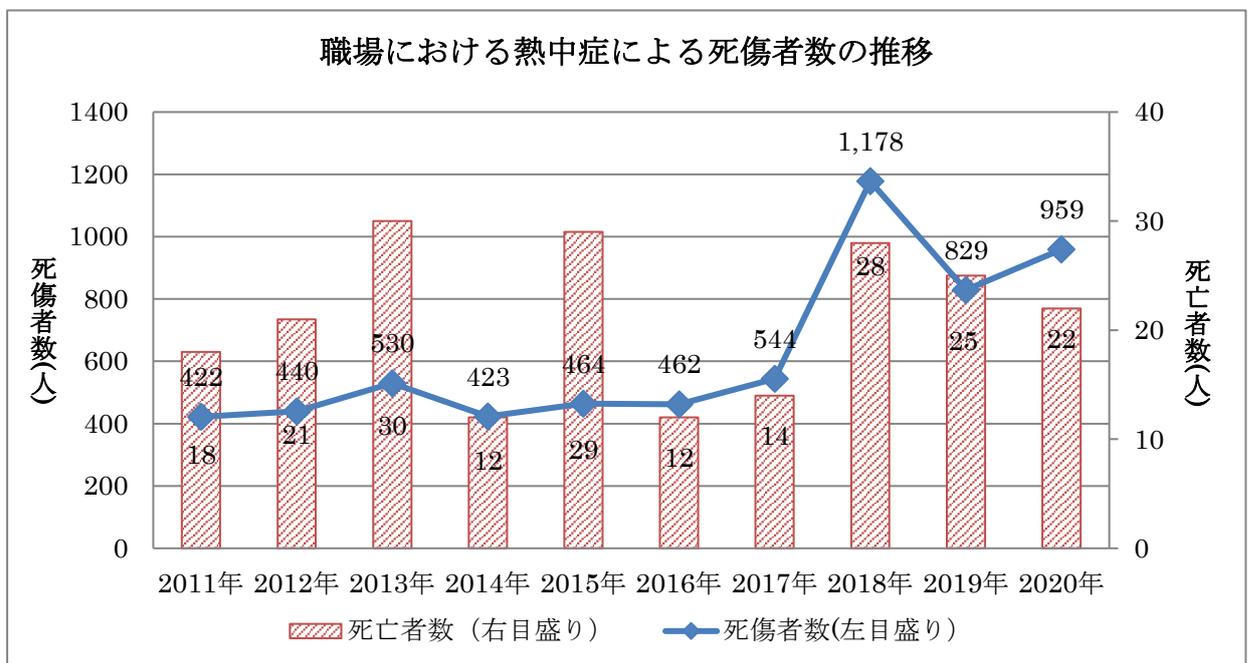
職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、令和2年（2020年）に959人となった。うち死亡者数は22人となっている。記録的な猛暑となった2018年と比べ、死傷者数、死亡者数とも減少となったものの、死傷者数については、2019年を上回った。

過去10年間（2011～2020年）の発生状況をみると、年平均で死傷者数625人、死亡者数21人となっており、直近3か年における死傷者数は、過去10年間の47.4%を占めていた。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2011年～2020年）（人）

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
422 (18)	440 (21)	530 (30)	423 (12)	464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



## 2 業種別発生状況（2016～2020年）

過去5年間（2016～2020年）の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業、次いで製造業で多く発生していた。また、主な業種について、死傷災害に占める死亡災害の割合を調べてみると、全業種平均の2.5%に対し、農業5.3%、建設業4.9%、警備業3.0%などとなっていた。

2020年の死亡災害については、建設業において7件と最も多く発生しており、また、過去5年間においても死亡災害の最多業種となっている。死傷者数については、建設業215件、製造業199件となっており、全体の4割以上がこれら2つの業種で発生していた。

なお、死亡災害に関する製造業の内訳は機械修理業、自動車・同付属品製造業、紙加工品製造業、セメント・同製品製造業、その他の金属製品製造業、その他の製造業であった。

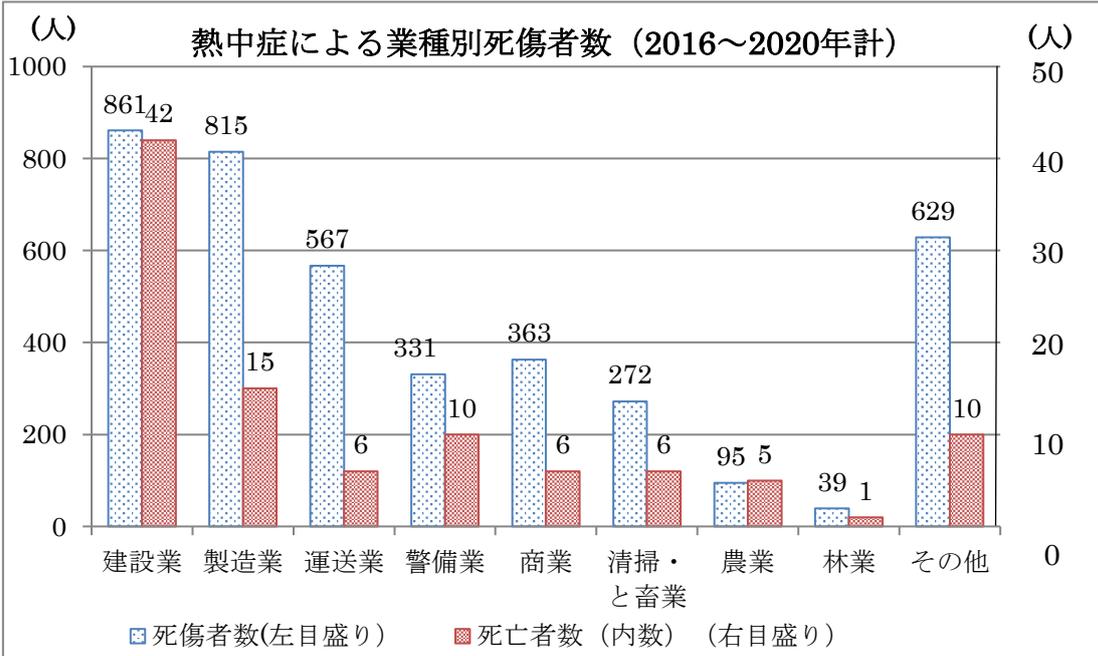
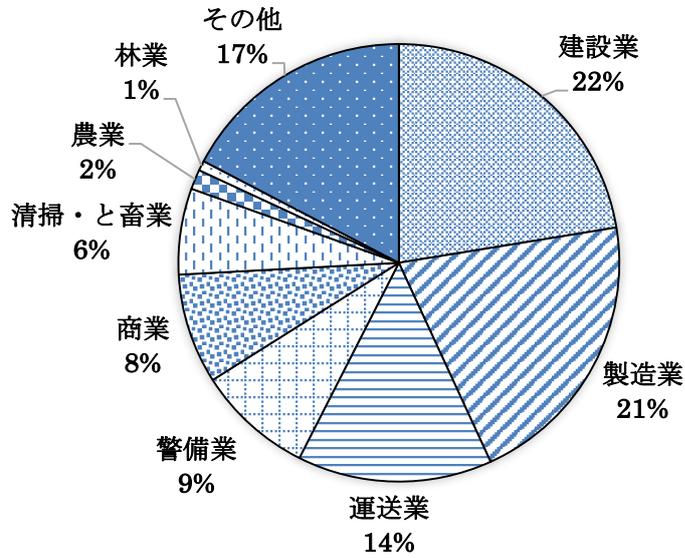
熱中症による死傷者数の業種別の状況（2016～2020年）

（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
2016年	113 (7)	97 (0)	67 (0)	29 (0)	39 (1)	37 (1)	11 (1)	13 (1)	56 (1)	462 (12)
2017年	141 (8)	114 (0)	85 (0)	37 (2)	41 (0)	32 (1)	19 (2)	7 (0)	68 (1)	544 (14)
2018年	239 (10)	221 (5)	168 (4)	110 (3)	118 (2)	81 (0)	32 (1)	5 (0)	204 (3)	1,178 (28)
2019年	153 (10)	184 (4)	110 (2)	73 (4)	87 (1)	61 (0)	19 (0)	7 (0)	135 (4)	829 (25)
2020年	215 (7)	199 (6)	137 (0)	82 (1)	78 (2)	61 (4)	14 (1)	7 (0)	166 (1)	959 (22)
計	861 (42)	815 (15)	567 (6)	331 (10)	363 (6)	272 (6)	95 (5)	39 (1)	629 (10)	3,972 (101)

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症による業種別死傷者数の割合（2020年）



### 3 月・時間帯別発生状況（2016～2020年）

#### （1）月別発生状況

2016年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の8割以上が7月及び8月に発生していた。一方で、6月から9月における月別の死傷者数に占める死亡者数の割合は9月、7月、8月の順に高かった。

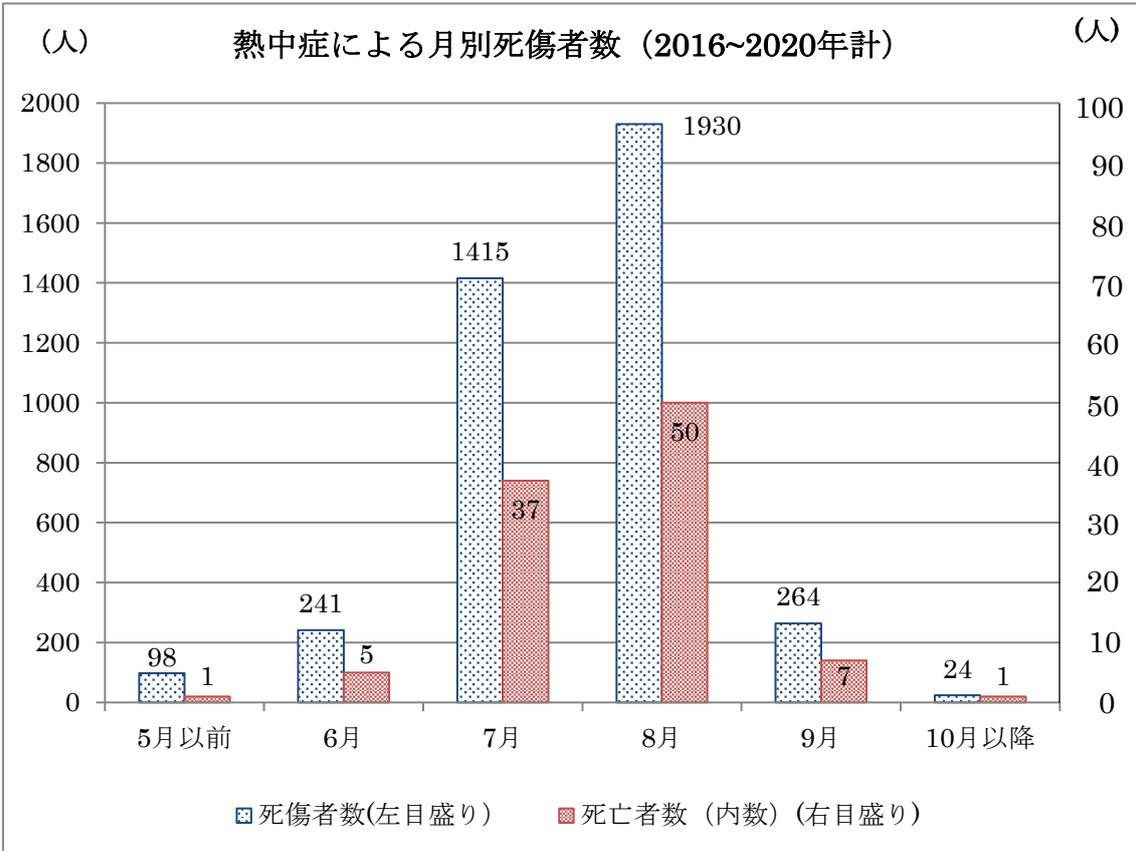
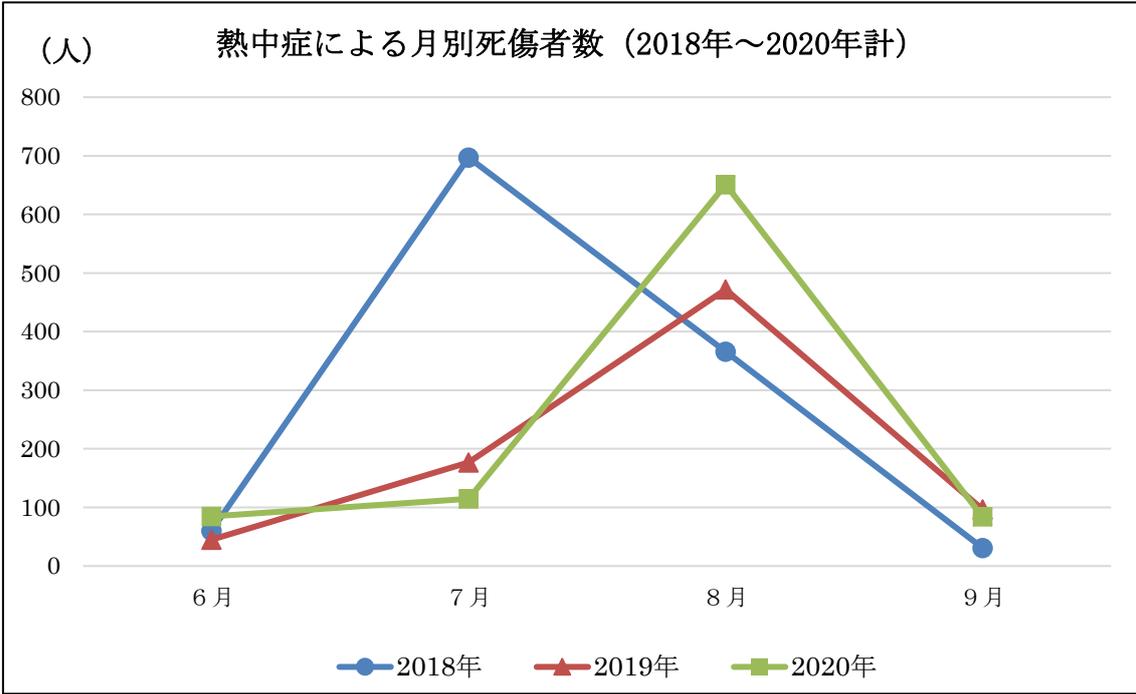
2020年の死亡災害は5月から9月に発生し、5月は1名、7月は4名、8月は16名、9月は1名が死亡しており、年内の月別発生割合をみると2019年に比べ8月の発生割合が高かった。死傷災害にも同様の傾向が見られた。

熱中症による死傷者数の月別の状況（2016～2020年） (人)

	5月 以前	6月	7月	8月	9月	10月 以降	計
2016年	12 (0)	26 (2)	162 (2)	219 (6)	39 (2)	4 (0)	462 (12)
2017年	19 (0)	25 (0)	264 (9)	222 (5)	13 (0)	1 (0)	544 (14)
2018年	19 (0)	60 (2)	697 (17)	366 (8)	31 (1)	5 (0)	1,178 (28)
2019年	30 (0)	45 (1)	177 (5)	472 (15)	97 (3)	8 (1)	829 (25)
2020年	18 (1)	85 (0)	115 (4)	651 (16)	84 (1)	6 (0)	959 (22)
計	98 (1)	241 (5)	1,415 (37)	1,930 (50)	264 (7)	24 (1)	3,972 (101)

※ 5月以前は1月から5月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

※ ( )内の数値は死亡者数で内数である。



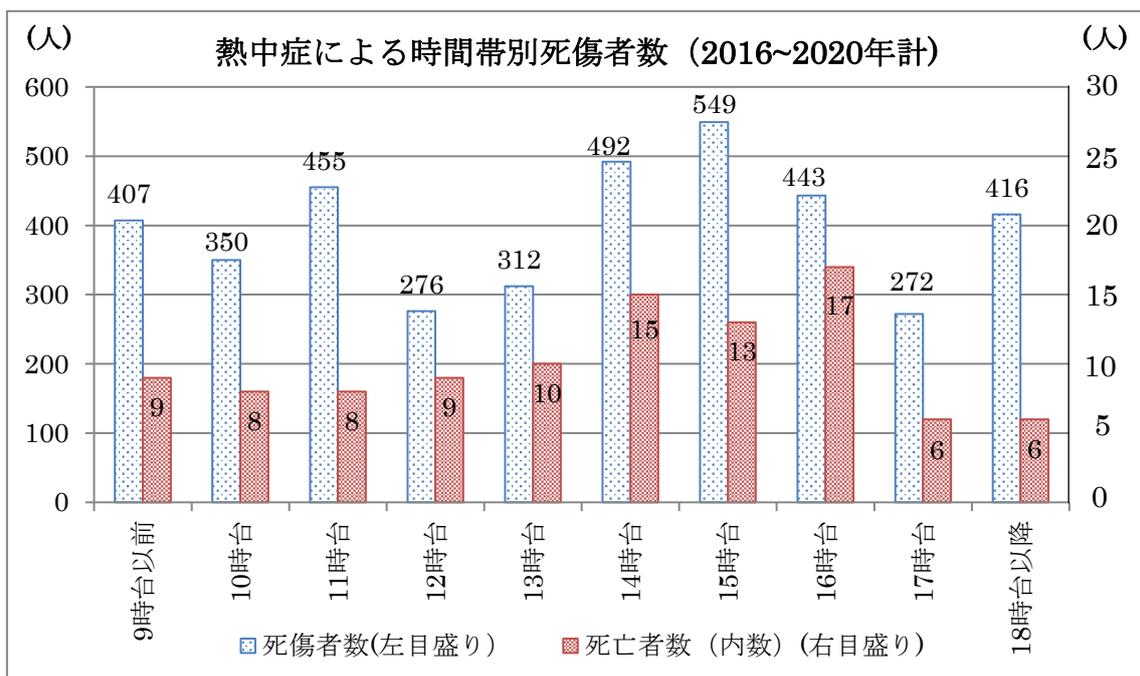
(2) 時間帯別発生状況

2016年以降の時間帯別の死傷者数をみると、15時台が最も多く、次いで14時台が多くなっていた。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見された。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (2016~2020年) (人)

	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以降	計
2016年	50 (1)	35 (0)	52 (2)	21 (0)	34 (1)	56 (1)	75 (2)	47 (3)	39 (1)	53 (1)	462 (12)
2017年	47 (0)	41 (1)	67 (3)	33 (1)	51 (0)	56 (1)	82 (2)	69 (4)	35 (2)	63 (0)	544 (14)
2018年	114 (5)	103 (1)	124 (1)	80 (4)	79 (1)	155 (4)	154 (4)	141 (6)	82 (0)	146 (2)	1,178 (28)
2019年	92 (1)	69 (3)	93 (2)	56 (1)	75 (4)	109 (6)	114 (3)	94 (0)	55 (3)	72 (2)	829 (25)
2020年	104 (2)	102 (3)	119 (0)	86 (3)	73 (4)	116 (3)	124 (2)	92 (4)	61 (0)	82 (1)	959 (22)
計	407 (9)	350 (8)	455 (8)	276 (9)	312 (10)	492 (15)	549 (13)	443 (17)	272 (6)	416 (6)	3,972 (101)

※ 9時台以前は0時台から9時台まで、18時台以降は18時台から23時台までを指す。  
 ※ ( ) 内の数値は死亡者数で内数である。



#### 4 2020年の熱中症による死傷災害の特徴

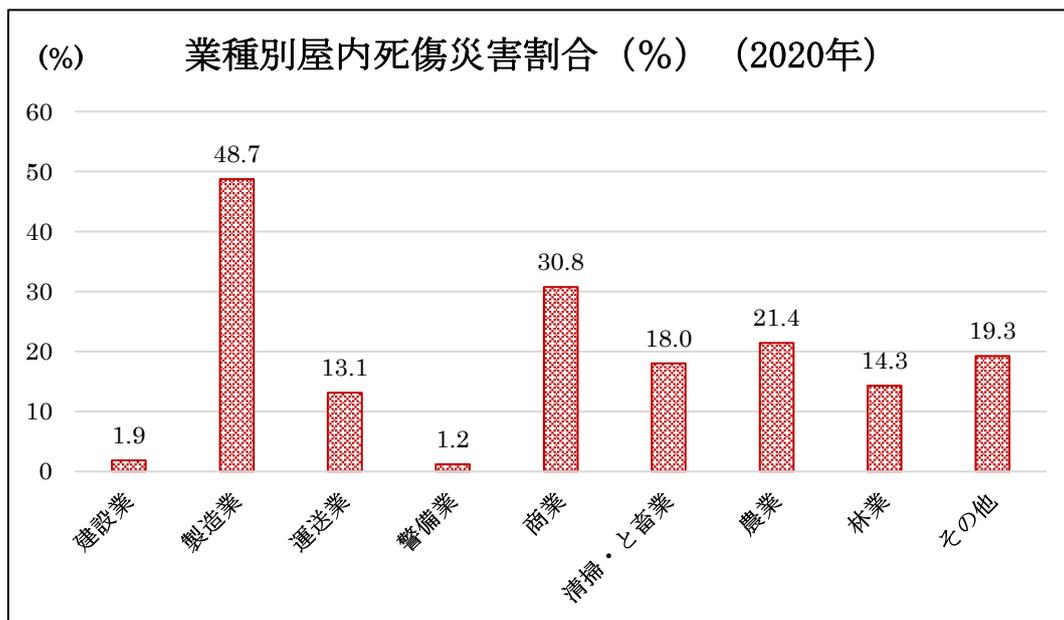
##### (1) 暑熱順化の不足が疑われる入職直後の発症

2020年の死亡災害22件のうち、入職後間もない時期の発症が少なくとも2件、そのほか4日以上のお休み後の発症が少なくとも4件含まれていた。

##### (2) 屋内作業での発症

2020年の死傷災害の20%は明らかに屋内で作業に従事していたと考えられる状況下で発生していた。業種別の屋内災害の割合は、製造業で約49%、商業で約31%となっており、熱中症は、必ずしも屋外での作業でのみ発症しやすいわけではないことに留意が必要であると考えられる。

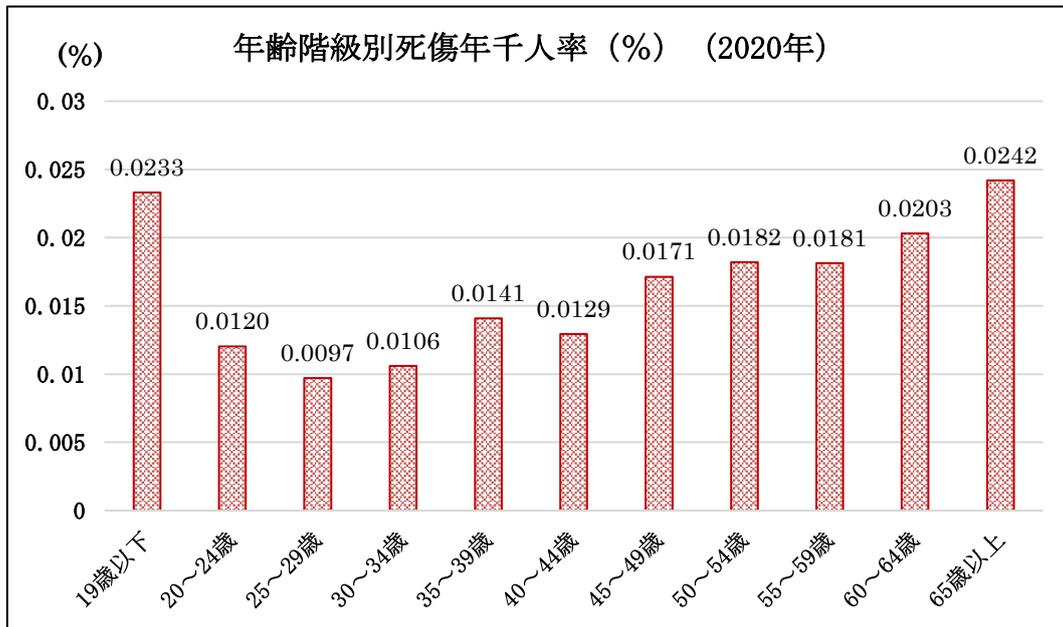
屋内作業においては、炉の近傍など特定の熱源から近いところでの作業での発生がみられる。また、特定の熱源がない場合も、高温多湿と考えられる室内環境において多く発生していた。室内の冷房設備が故障していた状況下で熱中症を発症したとする事例も複数見られた。



※ 死傷災害のうち、明らかに屋内で作業に従事していたと考えられるもののみを計上している。

### (3) 熱中症の発症と年齢との関係

年齢階級別に死傷年千人率は図のとおりであった。最も高い65歳以上における死傷年千人率は、最も低い25～29歳の2倍以上であった。



※ 死傷年千人率は、死傷者数と雇用者数（「2020年労働力調査結果」（総務省統計局）による）を用いて算出した。

### (4) 熱中症発症時の服装

死傷災害の中には、熱中症発症時に通気性の悪い衣服を着用していた事例が見られた。アスベスト除去作業で着用する防護服など、通気性の悪い衣服（令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱の別紙表2参照）については、首からの体温の放熱を妨げるなど深部体温を上昇させることから、熱中症予防のためWBGT基準値の補正が必要であると考えられる。

また、保冷剤を入れて使用する身体を冷却する機能のある衣服について、保冷剤を使用せずに着用していた事例も見られた。身体を冷却する機能のある衣服を着用する際には、その機能を発揮できるように適切に使用することが重要であると考えられる。

### (5) 熱中症発症者に対する対応や発見の遅れ

熱中症発症者の中には、体調不良を訴え、休憩させた際に周囲の目が行き届かず、周囲が気づいたときには容態が急激に悪化していたり、一人作業をしていて倒れているところを発見されたりと、熱中症発症から救急搬送までに時間がかかっていると考えられる事例も複数あった。一方で、被災者の自覚症状からすぐに病院に行っている事例では、休業見込期間が比較的短い傾向が見られた。

その他、帰宅後の発症や重症化例も見られた。

(6) 熱中症を原因とする二次災害

熱中症の発症が、二次災害の発生につながる事例も見られた。熱中症により意識を失って転倒し、頭部や肩を強く打った事例、高所から墜落した事例、車両の運転中に熱中症を発症し交通事故につながった事例などが見られた。

## 5 2020年の熱中症による死亡災害の事例

以下の死亡災害のうち、日頃から WBGT 値の実測が行われていたことが確認された事例は1件のみであった。

番号	月	業種	年代	気温 (注2)	WBGT 値 (注3)	事案の概要
1	5	機械修理業	30歳代	29.2℃	25.8℃	午前中から屋外において農業用機械修理を行っていたところ、午後1時前までに体調を崩し、日陰で横になっていた。その後、事務所に戻って休憩所で休憩していたが体調が改善せず、午後5時頃に病院へ搬送されたが同日中に死亡した。
2	7	木造家屋建築工事業	40歳代	26.8℃	26.4℃	個人宅の解体作業を行っていたところ、突然倒れ、救急搬送されたが午同日中に死亡した。
3	7	製品の製造業 その他の金属	60歳代	32.4℃	31.3℃	塗装した鉄骨の仕上げの確認作業に従事していたところ、半屋外の出荷スペースで突然倒れ、救急搬送されたが回復せず、同日中に死亡した。
4	7	産業廃棄物処理業	40歳代	31.2℃	30.8℃	産業廃棄物の中間処理場において、屋外で不燃物の分別作業に従事していたが、終業時刻後になっても事務所に戻ってこなかった。そのため、上司が探しに行ったところ意識がない状態で発見され、病院に搬送されたものの、翌日に死亡した。
5	7	その他の製造業 —その他	60歳代	35.7℃	32.8℃	午前中から農業用ビニールハウスの補強工事にて、屋外で金物加工等の作業を行っていたところ、正午頃に同僚に体調不良を訴えた。日陰で休憩後、体調が回復したため、作業を再開したが、15時頃にうずくまっているところを同僚に発見され、病院に搬送されたものの、同日に死亡した。なお、被災者は、4日以上のお休みからの復帰後の作業2日目であった。

6	8	造自動車・同付属品製造業	50歳代	34.0℃	32.0℃	屋内作業場において、他労働者の使用した作業服の回収、洗濯業務に従事していたところ、昼食後に手のふるえ、ふらつき等の症状を発症したため、救急搬送されたが同日中に死亡した。なお、被災者は4日以上のお休みからの復帰後の作業3日目であった。
7	8	その他の建設業	40歳代	34.2℃	31.2℃	敷地の開発工事において、現場作業員として、アスファルトの舗装作業に従事していた。正午頃に休憩のため付近にあった公園の水飲み場に歩いて移動していたところ、倒れたため、直ちに病院に救急搬送されたが翌日に死亡した。
8	8	築造業	40歳代	32.9℃	31.0℃	集合住宅の解体工事現場にて、解体により生じた廃材を手作業で仕分けする作業を行っていたところ、倒れているのを発見され、救急搬送されたものの死亡した。
9	8	道路建設工事業	40歳代	34.8℃	31.5℃	道路工事において、アスファルトの舗装作業中、午後3時頃、被災者がふらついたので職長が確認した為、休憩を指示し日陰で休ませていたところ、立てなくなる等容態が急転したため、病院に搬送したが、翌日に死亡した。なお、被災者は当該作業に従事し始めて3日目であった。
10	8	業建築設備工事	60歳代	29.8℃	28.8℃	配管撤去工事現場において、高所作業車にて配管等の撤去作業に従事していたところ、当該高所作業車上で死亡しているのが発見されたもの。
11	8	業紙加工品製造	50歳代	36.4℃	31.4℃	段ボールケースをパレットに積み込む作業をしていたところ、体調が悪くなり、救急搬送されたが同日中に死亡した。
12	8	新聞販売業	60歳代	33.7℃	30.5℃	新聞配達中に顧客先で倒れ、病院へ搬送されたが、同日中に死亡した。搬送当時は意識があり会話も可能であったが、その後容態が急変した。

13	8	産業廃棄物処理業	40歳代	34.0℃	33.5℃	産業廃棄物処理業において、炉内補修用の補修材をミキサーで練る作業を行っていた。同僚が3分程度作業場所を離れ、戻ってきたときには、被災者は泡を吹いて倒れていた。すぐに救急車を呼ぶと共に、救急車の到着まで事業場で心肺蘇生を行ったものの、病院に搬送後、同日中に死亡した。災害発生日は夏期休暇（4日以上）後の作業初日であり、焼却炉は稼働していなかった。
14	8	派遣業	50歳代	35.1℃	31.1℃	午前中から、屋外において樹木の剪定により切り落とした枝木の回収等を行っていた。作業が終了したため、帰宅するための送迎の自動車を待っていたところ、手足のしびれなどが起こったため、救急搬送されたが同日中に死亡した。なお、被災者は、屋外作業を開始して2日目であった。
15	8	ト鉄骨・屋筋コンクリー	30歳代	29.0℃	29.0℃	マンション新築工事において、外部足場の組立作業の補助を行っていた。10時の休憩のために移動する途中、足場の踊場で痙攣を発症し倒れたため、救急搬送されたが同日中に死亡した。
16	8	産業廃棄物処理業	50歳代	29.9℃	30.6℃	屋外にて設備の交換作業を行っていた際に気分が悪くなりその場に座り込んだため、事務所で休憩した。その際は、会話もでき意識も鮮明であったが、その後、突如容態が悪化し、救急車により病院に搬送されたものの同日中に死亡した。
17	8	その他の小売業	50歳代	31.8℃	31.8℃	事業場から出張先まで2時間程度トラックを運転した後、出張先においてトラックから荷を降ろす作業を行っていたところ、体調不良となったため、休憩を取りながら作業を終えた。その後、出張先から事業場に戻るため、1人でトラックに乗った後、トラックの中で倒れていたところを出張先の者から発見され、救急搬送されたものの、同日中に死亡した。

18	8	セメント・同製品製造業	60歳代	32.8℃	32.0℃	午前中よりコンクリート製品運搬・結束・梱包作業のため、炎天下の下でフォークリフトの運転業務に従事していた。昼休憩後、時間になっても職場へ戻らなかったため同僚が捜した所、駐車場の端でうつ伏せの状態で見られている所を発見し、救急要請したものの、救急隊員が到着したときにはすでに死亡していた。なお、被災者は、4日以上のお休みからの復帰後の作業4日目であった。
19	8	警備業	50歳代	32.8℃	31.0℃	下水道工事において、午前中から交通誘導警備を開始した。正午ごろ、同僚に体調不良である旨連絡し、現場近くに駐車していた同僚の車両にて休憩した。午後1時30分ごろ、同僚が被災者の様子を見に行ったところ、返事がなく救急搬送したものの、同日中に死亡した。
20	8	ビルメンテナンス業	60歳代	30.9℃	28.4℃	工場建屋内食品製造に使用される機械設備を60℃～70℃の湯を用いて洗浄する作業に従事した。終業後、体調が悪そうに更衣室へ向かっているところを見た同僚が被災者を休ませる等した後、病院へ搬送したが、翌日に死亡した。
21	8	—その他の製造業	30歳代	32.0℃	30.3℃	事業場敷地内にて、荷をパレットに乗せる作業をしていたところ、被災者の様子がおかしいと感じた同僚が休憩を指示した。被災者は休憩室に向かったが、その途中で倒れ、救急搬送されたが死亡した。
22	9	農業	40歳代	30.9℃	29.6℃	午前中から草刈業務を行っていた。16時ごろ、被災者は作業が一段落したため、一人で社用車の荷台で休憩していたが、約10分後に同僚に地面に倒れているところを発見され、病院に搬送されたものの同日中に死亡した。

(注1) 現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示した。

(注2) 現場でのWBGT値が不明な事例には、環境省熱中症予防サイトで公表されている現場近隣の観測所におけるWBGT値を参考値として示した。

6 都道府県別の職場における熱中症による死亡者数（2011～2020年）

	都道府県	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	合計
1	北海道		1			1	1		1		1	5
2	青森					1		1				2
3	岩手		1			1	1					3
4	宮城		2			1			1		1	5
5	秋田		1	1						1		3
6	山形											0
7	福島				1	3	1				3	8
8	茨城			3	1			1		1		6
9	栃木				1	3						4
10	群馬				1							1
11	埼玉	2	1	1		1			1	1		7
12	千葉	1		2	1	2				5		11
13	東京				1				4		1	6
14	神奈川	2		3	1				4	1	1	12
15	新潟									2		2
16	富山		2	1						1	1	5
17	石川		1				1				1	3
18	福井											0
19	山梨											0
20	長野			1		1			1	1		4
21	岐阜			1	1				1			3
22	静岡	3	2	1					2		2	10
23	愛知	1	1	3		4	1	1	3	2	4	20
24	三重	2	2	3		1			1			9
25	滋賀	1			1		1				1	4
26	京都		1	1						1		3
27	大阪	1	1		2	2	2	1	3	2	1	15
28	兵庫			2		1		1	3		1	8
29	奈良							1				1
30	和歌山							2				2
31	鳥取									1		1
32	島根											0
33	岡山									2		2
34	広島					1		2		1	1	5
35	山口	1								1		2
36	徳島											0
37	香川		1			2		1				4
38	愛媛			2		1	1		1			5
39	高知			1								1
40	福岡	2	1			1	2			1	1	8
41	佐賀											0
42	長崎			2		1			1	1		5
43	熊本		1									1
44	大分	1		2					1		1	5
45	宮崎	1					1				1	3
46	鹿児島		1		1	1		1				4
47	沖縄		1					2				3
	合計	18	21	30	12	29	12	14	28	25	22	211

# 交通労働災害を防止するために

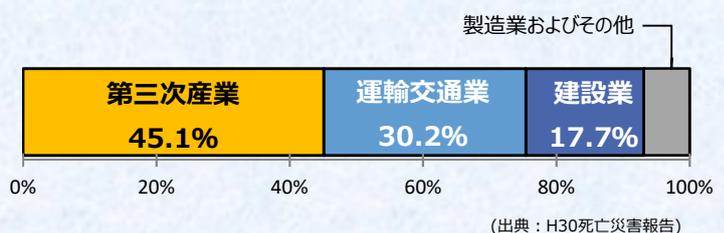
交通労働災害は、死亡災害全体の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取り組みを行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

## 約7割は運輸交通業以外で発生！

交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の迎中など建設業で発生しています。運輸交通送業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。

死亡災害（交通事故（道路））の業種内訳（平成30年）



## 年齢があがるにつれて発生しやすくなる！

交通労働災害の発生率は年齢があがるにつれて上昇する傾向があり、年齢による身体機能の衰え（注1）も一つの要因だと考えられています。高齢者を運転業務に従事させる場合、労働者の健康や体力の状況を考慮した対策（注2）も必要です。

(注1) 高齢者の身体機能は、壮年者と比較すると聴力、視力、平衡感覚などの低下が見られます。また、個人差も大きくなります。

(注2) 厚生労働省は、働く高齢者の労働災害を防ぐためのガイドラインを策定し、職場環境や作業内容の見直しに加え、健康や体力の状況を把握することなどを示しています。

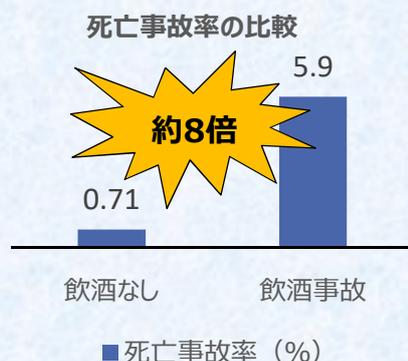
交通事故の年齢別発生率（千人率）



※千人率＝労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000

出典：労働者死傷病報告（平成30年）  
労働力調査（基本集計・年次・2018年）

## <飲酒運転をさせないで！>



出典：平成30年における交通死亡事故の特徴について（警察庁）

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒していない場合の約8倍というデータが出ており、極めて危険です。またアルコールの分解には時間がかかり、ビール1缶でも4時間ほどかかることされています。

雇い入れ時や日常の**安全衛生教育**の中で、労働者に対して**飲酒による運転への影響を理解**させるとともに、**乗務開始前の点呼の際に、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか確認**してください。

# すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

## 自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

### ☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の**開始・終了**や**経路**についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、**十分な休憩時間、仮眠時間**を確保する。

### ☑ 点呼の実施

- ・**疲労、飲酒、睡眠不足**などで安全な運転ができないおそれがないか、**乗務開始前の点呼**によって確認する。

### ☑ 荷役作業を行わせる場合等

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ・荷を積載するときは、**最大積載量**を超えない、**偏荷重**が生じないようにする。

### ☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。
- ・**ポスターや標語**を掲示して、安全について常に意識させる。

### ☑ 教育の実施

以下を含め、雇い入れ時などや日常の**安全衛生教育**を実施する。

- ・**十分な睡眠時間**の必要性の理解
- ・**飲酒による運転への影響**の理解
- ・**交通危険予知訓練**による安全確保
- ・**交通安全情報マップ**による実態把握

### ☑ その他

- ・交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、**健康診断**や**面接指導**などの健康管理を行う。
- ・**異常気象**や**天災**の場合、安全の確保のため**走行中止、徐行運転**や**一時待機**など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。

## 二輪車に必要な配慮

### ☑ 二輪車運転対策

- ・「**高視認性の安全ベスト**※」、「**ヘルメット**」の着用を徹底する。
- ・雨天時の**マンホール**などの上での**スリップ**や**巻き込み事故**など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

※参考：JIS T 8127（高視認性安全服）

## 特に冬期に必要な配慮

### ☑ 視認性向上

- ・他車両からの**視認性向上**のため、**早朝**や**夕方**の**早めの点灯**を励行する。

### ☑ 季節・天候対策

- ・**積雪**や**路面凍結**など、**交通安全情報マップ**などを活用し、情報提供を行い、「**急ハンドル**」や「**急ブレーキ**」など、「**急**」の付く**動作**や**スピード**の**出しすぎ**に対して注意喚起する。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■交通労働災害を防止するために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>

■職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害防止

検索



交通労働災害の現状と防止対策

検索



このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

(2020.3)